

公益財団法人オーケー育英財団

令和4年度奨学生募集要項

1. 趣 旨

公益財団法人オーケー育英財団（以下、「本財団」という）は、神奈川県内の高等学校の生徒に対し奨学援助を行うことにより、社会の有用な人材を育成し、神奈川県の教育水準の向上及び人材の育成に寄与することを目的としています。

2. 特 徴

この奨学金の特徴は次のとおりです。

- (1) 奨学金は給付とし、原則として、返済の義務はありません。
- (2) 奨学生の卒業後の就職、その他一切については、本人の自由とします。

3. 奨学生の応募資格

本財団の奨学生となる者は、以下の各号の全てに該当する者としてします。

- (1) 神奈川県内の全日制の高等学校に在籍する者。
- (2) 神奈川県内に住所を有している者※。
※ 奨学生本人が神奈川県内に住所を有していること（保護者は神奈川県外在住でもかまいません。）
- (3) ひとり親家庭（母子家庭又は父子家庭）の環境にある生徒で、保護者（同一生計の母か父）の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割の合計が85,500円未満※である者。
※ 年収の目安は、4人世帯ですと350万円未満です。
- (4) 前年の全履修教科の評定平均値が5段階評価で4.0以上（小数点以下第2位を四捨五入）であり、人物が優秀である者。
- (5) 在学学校長が推薦する者。

他の奨学金制度を利用する予定の者であっても、応募資格を有するものとします。

4. 採用人数

1年生 25名

5. 奨学金の額と給付の方法

(1) 給付金額 月額1万5千円

(2) 給付の期間

奨学生採用時に在学している学校を卒業又は修了するまで奨学金を給付します。ただし、奨学金の休止又は廃止事由に該当する場合、期間の途中であっても奨学金の交付が休止又は廃止される可能性があります。

奨学生に採用された年の4月から6月分の奨学金は、一度目の交付日に遡って支給します。

(3) 給付の方法

奨学金は、4か月毎の一定日に交付するものとします(本人名義の銀行の預金口座に入金します)。

1回目	4月、5月、6月、7月分	7月25日
2回目	8月、9月、10月、11月分	11月25日
3回目	12月、1月、2月、3月分	3月25日

6. 奨学金の休止又は廃止事由

奨学生が下記のいずれかに該当すると認められたときは、期間の途中であっても奨学金の交付が休止又は廃止される可能性があります。

(1) 休止事由

ア 休学、あるいは引き続き3か月以上にわたって長期に欠席するとき

(2) 廃止事由

ア 退学したとき

イ 傷病などにより成業の見込みがなくなったとき

ウ 学業成績又は性行が著しく不良となったとき

エ 奨学金を必要としない理由が生じたとき

オ 奨学生の責務に特段の理由なく違反したとき

カ 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき

7. 手 続

(1) 提出方法

学校経由で応募すること。直接応募は認められません。

必要書類の郵送先

〒220-8755

神奈川県横浜市西区みなとみらい6丁目3番6号

公益財団法人オーケー育英財団 事務局

(2) 提出期限

令和4年5月20日(財団必着)

(3) 必要書類

ア 願書(財団指定フォーマット No.1)

イ 在学学校長の推薦書(財団指定フォーマット No.2)

※ 学業成績の欄は出身中学校の成績証明書(財団所定の様式があります。財

団指定フォーマット No.3)

ウ 住民票（世帯全員が記載されているもので、マイナンバーの記載がないもの）

エ ひとり親家庭であることを証明する書類

次の書類一覧のうちいずれか

- ・戸籍謄本
- ・遺族年金証書
- ・児童扶養手当証書

オ 保護者（同一生計の母か父）の所得を証明する書類

次の書類一覧のうちいずれか

生活保護を受給していない場合	A 令和3年度 市町村民税・道府県民税特別徴収税額通知書 B 令和3年度 市町村民税・道府県民税税額決定・納税通知書 (3枚全ての面) C 令和3年度 市町村民税・道府県民税課税(非課税)証明書 A：会社勤務の方等が勤務先の会社等から配布されるもの 「特別徴収義務者用」ではなく「納税義務者用」を提出してください。 B：自営業の方等が役所より送付されるもの。 「変更通知書」のみでは審査できません。その場合は C を提出してください。 C：役所・行政サービスコーナー等で取得できるもの。 ・AもしくはBが手元にない場合は、Cをご準備ください。
生活保護を受給している場合	・生活保護受給証明書 (居住区の福祉保健センター長発行の直近 3 か月以内に交付されたことがわかる日付のもの。)

※エ、オの書類については、コピーで構いませんが、大きさはA4判で文字の判別ができる濃度でお願いします。A4サイズでないものは、折り曲げるかA4サイズの紙に貼付するなどしてください。

8. 奨学生の決定

- (1) 奨学生の決定は、本財団の奨学生選考委員会の選考を経て代表理事が行い、その結果を本人に通知します。
- (2) 選考の経過及び決定の理由は公表致しません。

9. 奨学生の責務

奨学生は、本財団が奨学生交流会を開催した場合には、可能な限り出席しなければなりません。また、前年度の成績証明書等一定の資料の提出が義務付けられています。

以上